

## 相互扶助漁獲支援事業実施要領

- 30 水管第 2969 号  
平成 31 年 4 月 1 日  
水産庁長官通知
- 改正 元水管第 1941 号  
令和 2 年 3 月 31 日
- 改正 2 水管第 2339 号  
令和 3 年 3 月 29 日
- 改正 3 水管第 3032 号  
令和 4 年 4 月 1 日
- 改正 6 水管第 2315 号  
令和 6 年 12 月 17 日

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 水漁第 1610 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づく相互扶助漁獲支援事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第 1 第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画

- 1 交付等要綱第 9 の認定の申請は、別記様式第 1 号により行うものとする。
- 2 交付等要綱第 9 の第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画（以下「第二種実施計画」という。）は、別記様式第 2 号により作成するものとする。
- 3 交付等要綱第 9 の 3 により都道府県知事が添付する書類は、対象魚種に係る対象漁業の漁獲の実態を明らかにする書類とする。
- 4 1 の申請に当たっては、交付等要綱第 8 により策定する第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針（以下「第二種基本方針」という。）で定められた書類を添付するものとする。

## 第2 相互扶助漁獲支援交付金

- 1 若齢魚を漁獲後直ちに放流する取組（以下「現地放流」という。）及び若齢魚を一時飼育し放流する取組（以下「飼育後放流」という。）について

### （1）申請

#### ア 交付対象者

交付等要綱第10の2の（2）のウの相互扶助漁獲支援費交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けることのできる漁業者（以下「交付対象者」という。）は、第二種基本方針で定められた要件に該当する者であって、第二種実施計画に基づき、現地放流を実施したもの及び飼育後放流を実施したものとす。

#### イ 交付申請

- （ア）交付対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書及び添付書類正副2部を一般社団法人大日本水産会に提出しなければならない。
- （イ）交付申請書は別記様式第3号により作成するものとし、添付書類は次に掲げる書類の全部又は一部とする。
  - a 用船する場合にあつては、漁船原簿謄本
  - b 交付金の受領に関する書類を委任した場合には、当該委任に係る委任状
  - c 直近の対象魚種の漁獲状況等を明らかにする書類
  - d その他水産庁長官が必要と認める書類

#### ウ 留意事項

申請書及び添付書類の作成については、次の事項に留意するものとする。

- （ア）申請者は交付対象者とする。ただし、複数の交付対象者によるグループでの申請の場合には申請者は代表者とし、共同経営のため交付対象者が複数である場合には申請者は当該共同経営者とする。

なお、代表者による申請の場合には、代表者たることを証明する書類を添付するものとする。

#### （イ）法人登記簿の謄本

交付対象者が法人である場合には、申請書に法人登記簿の謄本を添付するものとする。

(ウ) 委任状

a 申請者が交付金の受領に関する事務を委任することができるものは、漁業協同組合、漁業協同組合連合会に限るものとする。

b 受任者が復代理人を選任したときは本人の許諾書を添付するものとする。

エ 交付決定

一般社団法人大日本水産会は、イの(ア)の申請があった場合には、以下の点について内容を審査の上、助成すべきものと認めるときは、現地放流または飼育後放流により受益する漁業者等の負担及び基金の残額の範囲内で速やかに当該申請者へ交付決定を行い、別記様式第4号により当該申請者に通知を行うこととする。

(ア) 第二種基本方針に基づく申請であること。

(イ) 農林水産大臣が認定を行った旨通知された第二種実施計画に基づく申請であること。

オ 交付決定の変更

交付決定後に生じた変更は、ア～エに準じて行うものとする。

(2) 事業実績の報告

ア (1)のエにより交付決定を受けた申請者は、本事業を完了したときは、事業終了後遅滞なく、別記様式第5号により事業実績報告書を作成し、一般社団法人大日本水産会に提出するものとする。また、事業実績報告書の添付書類は、次に掲げる書類の全部又は一部とする。

1) 別記様式第5号別添

2) 取組内容別の書類

(ア) 現地放流を行う場合

① 別記様式第6号による放流実施証明書の写し

② 別記様式第7号による作業員総括表の写し

(イ) 飼育後放流を行う場合

① 別記様式第8号による一時飼育及び放流作業員名簿の写し

3) その他助成費の算定に必要な書類

イ 一般社団法人大日本水産会は、アにより提出された事業実

績報告書を受けたときは、以下の点について内容を審査の上、支払いすべきと判断したときは、基金の残額の範囲内で速やかに当該申請者へ支払いを行う。

(ア) 第二種基本方針に基づく取組内容であること。

(イ) 農林水産大臣が認定を行った旨通知された第二種実施計画に基づく取組内容であること。

(ウ) 事業実績報告書に記載された請求金額が、交付決定額を超えていないこと。

(エ) その他、交付等要綱、本要領等に反するものではないこと。

2 クロマグロを漁獲する漁業者間において、小型魚（30kg未満）から大型魚に漁獲対象を転換する取組（以下「転換」という。）について

(1) 申請

ア 交付対象者及び交付対象経費

交付金の交付対象者は、第二種基本方針で定められた要件に該当する者であって、第二種実施計画に基づき、転換の取組を実施したものとし、交付対象経費は、次のとおりとする。

(ア) 転換支援費

小型魚の漁獲枠を抛出する者が引き続き操業するために必要な経費について、下記により算定される転換することにより利益を受ける漁業者が抛出する額の2分の1を交付する。

小型魚から大型魚に転換に必要な

小型魚の漁獲枠（kg） × 小型魚単価（kg/円）※

※単価については、上限700円/kgとした上で、地域や漁期等の実情を踏まえ、グループ内で決定するものとする。

(イ) 漁具導入費

転換することにより必要となる漁具及び漁労設備について、300万円を上限として定額で交付する。ただし、転換する漁業者につき一度限りの交付とする。

(ウ) 操業予備費

グループ内において、転換する漁業者が高付加価値

化するために必要な経費や引き続き小型魚を漁獲対象とする漁業者が他の魚種も漁獲するために必要な漁具等の経費について、下記により算定される額を定額で交付する。

グループ内の漁船隻数 × 10万円

#### イ 交付申請

- (ア) 交付対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、交付申請書及び添付書類正副2部を一般社団法人大日本水産会に提出しなければならない。
- (イ) 交付申請書は別記様式第9号により作成するものとし、添付書類は次に掲げる書類の全部又は一部とする。
  - a 用船する場合にあつては、漁船原簿謄本
  - b 交付金の受領に関する書類を委任した場合には、当該委任に係る委任状
  - c 直近の対象魚種の漁獲状況等を明らかにする書類
  - d その他水産庁長官が必要と認める書類

#### ウ 事業資金の造成

- (ア) 漁業者グループは、助成金の交付に充てるため事業資金を造成するものとする。
- (イ) 事業資金は、転換する漁業者からの拠出金及び助成金等をもって造成するものとする。
- (ウ) 漁業者グループは、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理しなければならない。

#### エ 留意事項

申請書及び添付書類の作成については、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 申請者は交付対象者とする。ただし、複数の交付対象者によるグループでの申請の場合には申請者は代表者とし、共同経営のため交付対象者が複数である場合には申請者は当該共同経営者とする。

なお、代表者による申請の場合には、代表者たることを証明する書類を添付するものとする。

- (イ) 法人登記簿の謄本

交付対象者が法人である場合には、申請書に法人登記簿の謄本を添付するものとする。

(ウ) 委任状

a 申請者が交付金の受領に関する事務を委任することができるものは、漁業協同組合、漁業協同組合連合会に限るものとする。

b 受任者が復代理人を選任したときは本人の許諾書を添付するものとする。

オ 交付決定

一般社団法人大日本水産会は、イの(ア)の申請があった場合には、以下の点について内容を審査の上、助成すべきものと認めるときは、操業転換により受益する漁業者等の負担及び基金の残額の範囲内で速やかに当該申請者へ交付決定を行い、別記様式第10号により当該申請者に通知を行うこととする。

(ア) 第二種基本方針に基づく申請であること。

(イ) 農林水産大臣が認定を行った旨通知された第二種実施計画に基づく申請であること。

カ 交付決定の変更

交付決定後に生じた変更は、ア～オに準じて行うものとする。

(2) 事業実績の報告

ア (1)のオにより交付決定を受けた申請者は、本事業を完了したときは、事業終了後遅滞なく、別記様式第11号により事業実績報告書を作成し、一般社団法人大日本水産会に提出するものとする。

イ 一般社団法人大日本水産会は、(1)により提出された事業実績報告書を受けたときは、以下の点について内容を審査の上、支払いすべきと判断したときは、基金の残額の範囲内で速やかに当該申請者へ支払いを行う。

(ア) 第二種基本方針に基づく取組内容であること。

(イ) 農林水産大臣が認定を行った旨通知された第二種実施計画に基づく取組内容であること。

(ウ) 事業実績報告書に記載された請求金額が、交付決定額を超えていないこと。

(エ) その他、交付等要綱、本要領等に反するものではないこと。

### 3 その他

その他交付金の交付手続きの細目は、一般社団法人大日本水産会会長が定めるものとする。

### 第3 報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうか確認するため、交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。

附 則（令和2年3月31日元水管第1941号）

この通知は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月29日付け2水管第2339号）

- 1 この通知は、令和3年3月29日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年4月1日付け3水管第3032号）

- 1 この通知は、令和3年3月29日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年12月17日付け6水管第2315号）

- 1 この要綱は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に実施された事業に係る事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第1の1関係）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所  
名称及び代表者氏名

第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画認定申請書

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱9の規定に基づき、  
別添の第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画について認定  
を受けたいので申請します。

（別記様式第2号の第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画  
を添付すること。）

別記様式第2号（第1の2関係）

（A4版）

整理番号	
対象業種	
対象魚種	
認定年度	

第二種特定漁業の再編整備（相互扶助漁獲支援事業）に関する実施計画

（作成日） 年 月 日

（団体名）

（注）整理番号、認定年度は、記入しないこと。

1 計画作成団体の概要

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 役員の名氏及び現職
- (3) 事業の主な内容（組合規約、定款等を添付すること。）

2 全体実施計画

- (1) 実施計画作成の経緯、事業の目的
- (2) 対象業種
- (3) 対象魚種
- (4) 実施予定期間（ 年度～ 年度）
- (5) 第二種特定漁業の再編整備の目標及び講ずる措置の内容

① 現地放流又は飼育後放流の取組について

ア 計画内容

(ア) 現地放流を行う場合

年度	対象業種	漁業者名 ※1	船名※2	漁船 登録番号

※1 定置網の場合は、代表者名を記載すること。

※2 定置網の場合は、名称を記載すること。

(イ) 飼育後放流を行う場合

年度	対象魚種を 漁獲する 対象業種	飼育者名	放流に用 いる船名	漁船 登録番号

イ 放流尾数

年度	放流対象魚種 のサイズ	放流尾数	備考
	長さ又は重量	尾	
	長さ又は重量	尾	
合計		計 尾	

ウ 対象とする若齢魚の漁獲抑制等の方針

(第二種基本方針に基づき、放流等を行う方法(現地放流又は飼育後放流)及び支援の条件等について記入すること)

② 操業転換の取組について

ア 計画内容

年度	対象業種	漁業者名 ※	船名	漁船 登録番号

※ 操業転換する者は、氏名の後に(転換)と記載すること。

別記様式第3号（第2の1の（1）のイ関係）

相互扶助漁獲支援費交付金交付申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所

氏 名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

令和 年度において、下記のとおり相互扶助漁獲対策を行ったので、相互扶助漁獲支援費交付金 円を交付されたく、相互扶助漁獲支援事業実施要領第2の1の（1）のイ及び（2）のアの規定により、関係書類を添えて申請します。

（注）別添以外に次の書類を添付すること。

交付申請者が法人の場合には、法人登記簿謄本

別記様式第3号別添

1 取組の内容

(1) 現地放流の場合

(ア) 取組内容

(イ) 交付対象者

対象業種	漁業者名	船名	漁船登録番号	備考

(2) 飼育後放流の場合

(ア) 取組内容

(イ) 放流作業に係る事業内容

年度	対象魚種を 漁獲する 対象業種	飼育者名	放流に用 いる船名	漁船 登録番号

(ウ) 放流作業用船日数

(エ) 飼育日数、飼育尾数

(オ) 飼育及び放流に係る作業員数・日数

2 助成金の額 円

(内訳)

助成額 合計 ( (1) 及び (2) )	大日本水産会 助成分	漁業者等 負担分
円	円	円

(積算根拠)

(1) 放流に係る費用

(ア) 現地放流に係る費用

魚種名	① 買上尾数	② 買上単価	③ 買上費 (①×②)
	尾	円/尾	円

(イ) 飼育後放流に係る費用

1) 買上げに係る費用

魚種名	① 買上尾数	② 買上単価	③ 買上費 (①×②)
	尾	円/尾	円

2) 用船料

① 用船料単価	② 飼育・放流作業 期間及び作業日数	③ 飼育・放流作業用 船経費 (①×②)
円/日	・ 放流作業 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 日間 ・ 洋上飼育作業 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 日間	円

3) 作業員人件費

① 作業員数	② 作業日数又は 時間	③ 人件費 単価	④ 作業員に必要な 経費 (①×②×③)
人	(日又は時間)	円/日又は 時間	円

4) 燃油使用額 [A] + [B]

[A] 主燃油

① 燃油購入単価	② 消費燃油量	③ 使用燃油額 (①×②)
円/L	L	円

[B] その他潤滑油等

( 2 ) その他放流に必要な経費 ( えさ代、飼育設備等 )

別記様式第4号（第2の1の（1）のエ関係）

〇〇年度相互扶助漁獲支援事業交付決定通知書

番 号  
〇〇〇〇年〇月〇日

申請者氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

一般社団法人

大日本水産会 会長

記

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって申請のあった相互扶助漁獲支援事業については、相互扶助漁獲支援事業実施要領（平成31年4月1日付け30水漁第2969号水産庁長官通知）第2の1の（1）のエの規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 助成金交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で申請（以下「申請書」という。）のあった相互扶助漁獲支援事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業費及び助成金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合における事業費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業費の額	金	円
助成金の額	金	円

- 3 事業費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 助成金の確定額は、事業に要した実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 5 当該申請者は、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）及び相互扶助漁獲支援事業実施要領に従わなければならない。
- 6 助成金交付の条件は、前記5に定めるもののほか、次のとおりとする。
  - （1）当該申請者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。）以下同じ。）が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
  - （2）当該申請者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに一般社団法人大日本水産会に報告するとともに、一般社団法人大日本水産会の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
  - （3）当該申請者は、この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5か年間整備保管しなければならない。

別記様式第5号（第2の1の（2）のア関係）

〇〇年度相互扶助漁獲支援事業実績報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあつた相互扶助漁獲支援事業については、相互扶助漁獲支援事業実施要領（平成31年4月1日付け30水漁第2969号水産庁長官通知）第2の1の（2）のアの規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり助成金の交付を請求する。

記

相互扶助漁獲支援事業 〇〇円  
事業完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

（申請時の注意）

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であつた。」

旨加筆すること。

2 以下の書類のうち、必要なものを添付すること。

(1) 別記様式第5号別添

(2) 別記様式第6号による放流実施証明書の写し

(3) 別記様式第7号による作業員総括表の写し

(4) 一時飼育のために若齢魚等を購入した場合は領収書の写し

(5) 別記様式第8号による一時飼育及び放流作業員名簿

(6) 源泉徴収票など作業員の人件費単価を示す証明書の写し

(7) 放流作業に係る燃油購入時の領収書等の写し

(8) 交付申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書

(9) えさ代等その他放流、飼育等に必要経費の領収書の写し

別記様式第5号別添

1 取組の内容

(1) 現地放流の場合

(ア) 取組内容

(イ) 交付対象者

対象業種	漁業者名	船名	漁船登録番号	対象魚種	放流尾数

(2) 飼育後放流の場合

(ア) 取組内容

(イ) 放流作業に係る事業内容

年度	対象魚種を 漁獲する 対象業種	飼育者名	放流に用 いた船名	漁船 登録番号

(ウ) 放流作業用船日数

(エ) 飼育日数、放流尾数

(オ) 飼育及び放流に係る作業員数・日数

2 助成金の額 円

(内訳)

助成額 合計 ( (1) 及び (2) )	大日本水産会 助成分	漁業者等 負担分
円	円	円

-----

(積算根拠)

(1) 放流に係る経費

(ア) 漁獲後直ちに放流する取組に係る費用

魚種名	① 買上尾数	② 買上単価	③ 買上費 (①×②)
	尾	円/尾	円

(イ) 漁獲後一時飼育し放流する取組に係る費用

1) 買上げに係る費用

魚種名	① 買上尾数	② 買上単価	③ 買上費 (①×②)
	尾	円/尾	円

2) 用船料

① 用船料単価	② 飼育・放流作業 期間及び作業日数	③ 飼育・放流作業用 船経費 (①×②)
円/日	・放流作業 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 日間 ・洋上飼育作業 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 ) 日間	円

3) 作業員人件費

① 作業員数	② 作業日数 又は時間	③ 人件費 単価	④ 作業員に必要な 経費 (①×②×③)
人	日又は時間	円/日又は 時間	円

4) 燃油使用額 [A] + [B]

[A] 主燃油

① 燃油購入単価	② 消費燃油量	③ 使用燃油額 (①×②)
円/L	L	円

[B] その他潤滑油等

( 2 ) その他放流に必要な経費 ( えさ代、飼育設備等 )

放流実施証明書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

漁業協同組合長等の住所

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

下記のとおり放流作業を行ったことを証明します。

記

- 1 放流作業実施者の氏名又は名称及び住所
- 2 船名
- 3 漁船登録番号
- 4 漁業種類
- 5 放流作業期間 令和 年 月 日～  
令和 年 月 日 日間
- 6 放流尾数及び事業対象放流尾数

年 月 日

上記の件確認しました。

漁業協同組合又は漁連若しくは事業実施機関職員

職名

氏名

(注) 放流作業を行ったことを証する根拠資料(野帳、写真等の写し)を添付すること。





別記様式第9号（第2の2の（1）のイ関係）

相互扶助漁獲支援費交付金交付申請書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

申請者住所

氏 名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

令和 年度において、下記のとおり相互扶助漁獲対策を行ったので、相互扶助漁獲支援費交付金 円を交付されたく、相互扶助漁獲支援事業実施要領第2の2の（1）のイ及び（2）イの（ア）の規定により、関係書類を添えて申請します。

（注）別添以外に次の書類を添付すること。

交付申請者が法人の場合には、法人登記簿謄本

別記様式第9号別添

1 取組の内容

(1) 取組内容

(2) 操業転換に係る事業内容

年度	対象業種	漁業者名 ※	船名	漁船 登録番号

※ 操業転換する者は、氏名の後に（転換）と記載すること。

2 助成金の額 円

(内訳)

助成額 合計	大日本水産会 助成分	漁業者等 負担分
円	円	円

(積算根拠)

操業転換に必要な経費

1 転換支援費

漁業者名	転換する小型魚の 許可枠 (kg) ①	単価②	補助率 (1/2) ③	④ 転換支援費 (①×②×③)
	kg	円 / kg	1/2	円

2 漁具導入費

漁具の名称	① 導入数	② 単価	③ 導入費 (①×②)
		円	円

3 操業予備費

① グループ内の漁 船隻数	② 単価	③ 操業予備費
		円

別記様式第10号（第2の2の（1）のオ関係）

〇〇年度相互扶助漁獲支援事業交付決定通知書

番 号  
〇〇〇〇年〇月〇日

申請者氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

一般社団法人

大日本水産会 会長

記

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって申請のあった相互扶助漁獲支援事業については、相互扶助漁獲支援事業実施要領（平成31年4月1日付け30水漁第2969号水産庁長官通知）第2の2の（1）のオの規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 助成金交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で申請（以下「申請書」という。）のあった相互扶助漁獲支援事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業費及び助成金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合における事業費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業費の額	金	円
助成金の額	金	円

- 3 事業費の配分及びこの配分された経費の額に対応する助成金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 助成金の確定額は、事業に要した実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 5 当該申請者は、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）及び相互扶助漁獲支援事業実施要領に従わなければならない。
- 6 助成金交付の条件は、前記5に定めるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 当該申請者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。）以下同じ。）が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
  - (2) 当該申請者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに一般社団法人大日本水産会に報告するとともに、一般社団法人大日本水産会の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
  - (3) 当該申請者は、この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5か年間整備保管しなければならない。

別記様式第 11 号（第 2 の 2 の（2）のア関係）

〇〇年度相互扶助漁獲支援事業実績報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

請者住所

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあった相互扶助漁獲支援事業については、相互扶助漁獲支援事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 水漁第 2969 号水産庁長官通知）第 2 の 2 の（2）のアの規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり助成金の交付を請求する。

記

相互扶助漁獲支援事業 〇〇円  
事業完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(申請時の注意)

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆すること。
- 2 以下の書類のうち、必要なものを添付すること。
  - (1) 別記様式第 11 号別添
  - (2) 操業転換を行ったことがわかる資料の写し

別記様式第 11 号別添

1 取組の内容

(1) 取組内容

(2) 操業転換に係る事業内容

年度	対象業種	漁業者名 ※	船名	漁船 登録番号

※ 操業転換する者は、氏名の後に（転換）と記載すること。

2 助成金の額 円

(内訳)

助成額 合計	大日本水産会 助成分	漁業者等 負担分
円	円	円

(積算根拠)

(1) 転換支援費

漁業者名	転換する小型魚の 許可枠 (kg) ①	単価②	補助率 (1/2) ③	④買上費 (①×②×③)
	kg	円 / kg	1/2	円

(2) 漁具導入費

漁具の名称	①導入数	②単価	③導入費 (①×②)
		円	円

(3) 操業予備費

①グループ内の漁 船隻数	②単価	③操業予備費
		円